

安曇野都市計画地区計画の決定（安曇野市決定）

豊科都市計画地区計画光地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	光地区地区計画
	位 置	安曇野市豊科光の一部
	面 積	約 16.5 h a
区 域 の 整 備	地区計画の目標	<p>本地区は、安曇野市豊科地域東部に位置し、国道 19 号、主要地方道安曇野インター堀金線に近接し、JR 篠ノ井線田沢駅を最寄りとする交通至便で、かつ光城山山麓の安曇野を一望できる景観の優れた地区である。</p> <p>本計画は、宅地開発を行う本地区を快適でかつ閑静な住宅区域と位置づけ、建築物に一定の制限を加えゆとりある居住空間を形成する。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、住宅団地造成事業により整備を行うこととし、低層戸建ての良好な環境の住宅地として望ましい土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>宅地開発事業により、地区内に道路（11m～6m）を配置し、公園を整備する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>低層戸建ての閑静な住宅地形成のため、建築物の用途の制限、敷地面積に対する建築物の規模の制限、敷地面積の最低限度の規制を行う。</p> <p>北アルプスの自然景観の眺望を妨げないため、建築物の高さの最高限度を定める。</p> <p>緑豊かな沿道空間を確保するため、壁面の位置及びかき又はさくの構造を制限するとともに極力緑化に努める。</p>

	地区施設の 配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	摘 要
			地区施設道路1号	11m		幅員4mの緑地帯
地区施設道路2号	6m					
地区施設道路3号	6m					
地 区 整 備 計 画	建築物の敷地 面積の最低限度	200 m <sup>2</sup>				
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次のとおりとする。</p> <p>①道路境界線まで 1.5m以上</p> <p>②敷地境界線まで 1.0m以上</p>				

理由

南安曇郡豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び東筑摩郡明科町の合併に伴う都市計画区域名の変更に伴い都市計画地区計画名称を変更するものである。